

## Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国際 投信 株式 会 社  
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『グローバル・スマート・イノベーション・オープン(年2回決算型／年1回決算型)  
 (愛称:iシフト)』募集・設定について

追加型投信／内外／株式

この度、三菱UFJ国際投信は『グローバル・スマート・イノベーション・オープン(年2回決算型／年1回決算型)(愛称:iシフト)』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
年2回決算型	追加型	内外	株式	その他資産 ( 投資信託証券 (株式 一般) )	年2回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	なし
年1回決算型					年1回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

◆◆ ファンドの設定にあたって ◆◆

近年、インターネットやコンピューターなどの情報技術は生活の隅々にまで浸透し、  
全ての産業における共通基盤となっています。

これらの技術が他の幅広い産業領域と融合することで、

情報技術分野は新たな成長ステージに突入し、

今後、私たちの生活を大きく変えていくと弊社は考えます。

情報技術およびその派生分野における革新的技術等がもたらす変革を

「スマート・イノベーション」と名付け、一段の拡大が見込まれる

「スマート・イノベーション」に着目した投資機会を提供いたします。

受益者の皆様の資産運用に貢献すべく、

当ファンドを設定・運用いたします。

三菱UFJ国際投信

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式等を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

## ファンドの特色

特色  
I

情報技術およびその派生分野に関連する企業のうち、革新的技術等によって今後の成長が期待される企業の株式等に投資を行います。

- ◆日本を含む世界各国の株式等を主要投資対象とします。

※なお、不動産投資信託証券その他の証券に投資する場合があります。

- ◆株式等への投資にあたっては、「スマート・イノベーション」に着目し、情報技術の業種の範疇に留まらず多様な業種から、ファンダメンタルズ分析に基づいた銘柄選定を行います。

※当ファンドにおいて、ファンダメンタルズ分析とは、個別企業の財務データや業績見通しといった株価を動かす基本的な要因を重視した分析をいいます。

**スマート・イノベーションとは** | 当ファンドにおいて、情報技術およびその派生分野における革新的技術等がもたらす変革のことをいいます。

～情報技術およびその派生分野における革新的技術等の事例～

### IoT(Internet of Things) (モノのインターネット)

様々なモノがセンサーや無線通信などを介してインターネットにつながることをいいます。モノの状態の把握・操作が可能となることや、モノから送られてくる膨大なデータを解析し、新商品や新ビジネスが創出されるなど、様々なビジネスの拡大が期待されます。



### 情報技術

#### AI (Artificial Intelligence) (人工知能)

人間が持つ様々な知的能力をコンピューター上などで実現する技術のことをいいます。AIを活用した自動運転や自動応答・自動翻訳等の一部機能は実現しつつあり、更なるビジネス拡大が期待されます。



#### クラウド・コンピューティング

インターネットを介して、サーバー・ソフトウェア・データベース等を提供または利用する技術およびその仕組みのことをいいます。情報通信網の高速化・普及が進んだことで、より大量のデータを伝送・蓄積・分析することが可能となり、クラウドサービスの需要拡大が期待されます。



### 情報技術の派生分野

※上記は一例であり、全てを網羅するわけではありません。また、今後見直す場合があります。加えて、上記に関連する企業への当ファンドの組入れを約束するものではありません。

- ◆株式等の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## 特色2

株式等の運用にあたっては、T.ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに運用指図に関する権限を委託します。

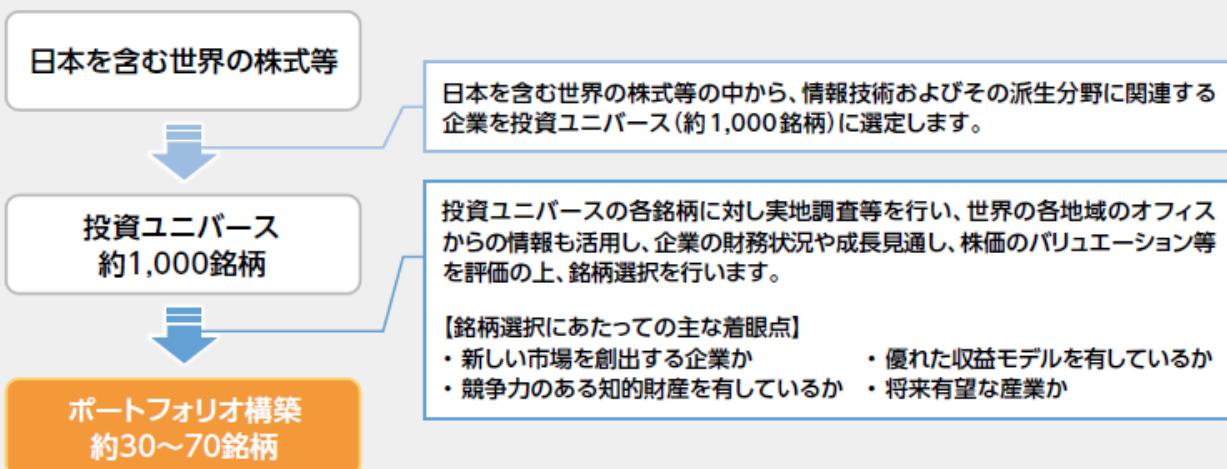
◆T.ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、グローバルな運用・調査体制を有しており、定性・定量の両面から優れていると委託会社が判断し、運用委託先に選定しました。

### ■「T.ロウ・プライス・アソシエイツ・インク」について

T.ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(以下「TRPAJ」)(所在地:米国ボルチモア)は、米国T.ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループは1937年に設立され、グローバルに資産運用業務を行っています。TRPAの親会社であるT.ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。TRPAは、グループの運用技術および調査能力を活用することができます。



### 〈運用プロセス〉



※上記は、2015年11月12日現在の運用プロセスであり、今後見直す場合があります。また、一部簡略化して記載している部分があります。

資金動向や市況動向等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

## 特色3

＜年2回決算型＞ 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

＜年1回決算型＞ 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

### ＜年2回決算型＞

◆毎年6月5日および12月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### ＜年2回決算型＞の分配方針のイメージ

決算日に基準価額水準が10,000円(10,000口当たり)を超えている場合



原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)

### ＜年1回決算型＞

◆毎年12月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

<年2回決算型><年1回決算型>

## 収益分配方針

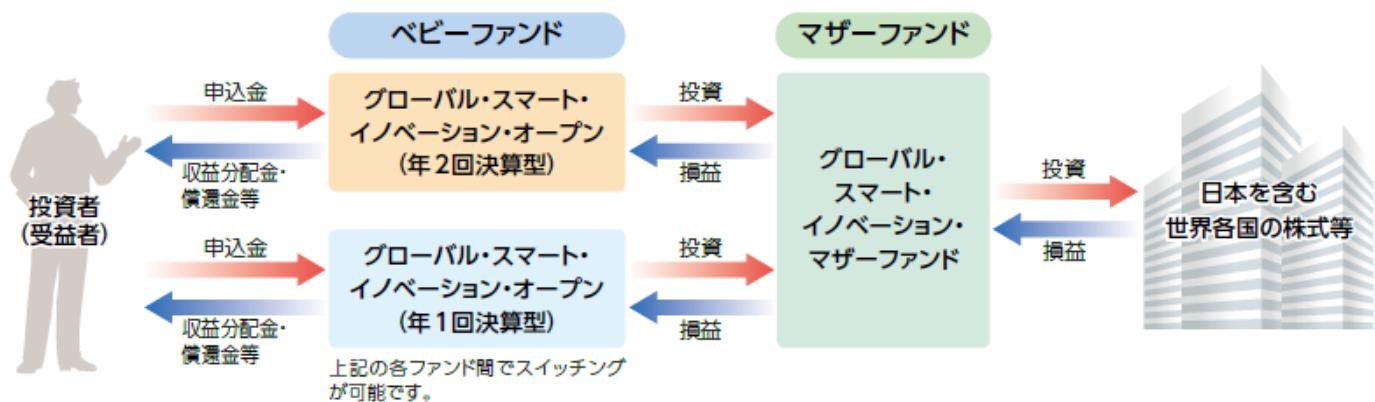
- ・分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



\*販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

## ■ 主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

主な変動要因は以下の通りです。

### 価格変動 リスク

- ・株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、当ファンドは、特定のテーマ（情報技術およびその派生分野）に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べて当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
- ・リートの価格は、当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

### 為替変動 リスク

当ファンドは、世界各国の現地通貨建等の有価証券に投資します。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高）なれば基準価額の下落要因となります。

### 信用 リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### カントリー・ リスク

有価証券等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ・投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの收益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しております。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

	<b>購入単位</b>	販売会社が定める単位
	<b>購入価額</b>	当初申込期間：1 口当たり 1 円 継続申込期間：購入受付日の翌営業日の基準価額
	<b>購入代金</b>	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	<b>換金単位</b>	販売会社が定める単位
	<b>換金価額</b>	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 *換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額とします。
	<b>換金代金</b>	原則として、換金受付日から起算して 5 営業日目から、販売会社にてお支払いします。
	<b>申込不可日</b>	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	<b>申込締切時間</b>	原則として、午後 3 時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	<b>購入の申込期間</b>	<b>当初申込期間</b> 平成 27 年 11 月 30 日から平成 27 年 12 月 15 日まで <b>継続申込期間</b> 平成 27 年 12 月 16 日から平成 29 年 3 月 2 日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	<b>換金制限</b>	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
	<b>購入・換金申込受付の中止及び取消し</b>	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。
	<b>スイッチング</b>	各ファンド間でのスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の手続・手数料等は、販売会社に確認してください。
	<b>信託期間</b>	平成 37 年 12 月 5 日まで(平成 27 年 12 月 16 日設定)
	<b>線上償還</b>	各ファンドの受益権の口数が、10 億口を下回ることとなった場合等には、線上償還されることがあります。
	<b>決算日</b>	<b>■年 2 回決算型</b> 毎年 6 月 5 日および 12 月 5 日(休業日の場合は翌営業日) ※第 1 期の決算日は平成 28 年 6 月 6 日となります。 <b>■年 1 回決算型</b> 毎年 12 月 5 日(休業日の場合は翌営業日) ※第 1 期の決算日は平成 28 年 12 月 5 日となります。
	<b>収益分配</b>	<b>■年 2 回決算型</b> 半年ごとに(年 2 回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。 <b>■年 1 回決算型</b> 毎年(年 1 回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。
	<b>信託金の限度額</b>	各ファンド 5,000 億円
	<b>公告</b>	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
	<b>運用報告書</b>	決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。 交付運用報告書は、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。 より詳細な情報を記載した運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。
	<b>課税関係</b>	課税上の取扱いは株式投資信託となります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## ■ ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	<b>当初申込期間</b> 1口当たり1円に対して、 <b>上限3.24% (税込) (上限3.00% (税抜))</b> <b>継続申込期間</b> 購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、 <b>上限3.24% (税込) (上限3.00% (税抜))</b>	各ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)			
信託財産留保額		換金受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額とします。	

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

各ファンドの日々の純資産総額に対して、**年率1.944% (税込) (年率1.800% (税抜))**をかけた額とします。

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.050%	各ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成等
販売会社	0.700%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.050%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

##### ● 運用指図権限の委託先への報酬

委託会社が受取る運用管理費用からマザーファンドの計算期間終了後および契約終了のときに支払うものとし、各ファンドにおけるその報酬額は、マザーファンドの日々の純資産総額に応じて年率(上限0.70%)をかけた額に、同マザーファンドに対する当該各ファンドの所有割合で按分した額とします。

以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※年2回決算型:運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に年2回決算型から支払われます。

※年1回決算型:運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了時、毎決算時または償還時に年1回決算型から支払われます。

※実質的な投資対象である不動産投資信託証券には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託証券は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



## 税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は、平成27年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社
■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
■販売会社(購入・換金の取扱い等)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧説を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 27 年 11 月 12 日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。

以上